

避難所における新型コロナウイルス感染症への対策について

新型コロナウイルス感染症の感染が懸念されるなか、災害が発生した際の避難所における新型コロナウイルス感染症への対策につきまして、以下のとおり対応することといたします。

1 避難所運営についての基本的な考え方

発熱等の症状で新型コロナウイルス感染症の感染が疑わしい方が避難所へ避難する場合には、一般の避難所とは別に、発熱者等用避難所の開設により対応します。発熱者等用避難所は、指定避難所のうち災害の状況を踏まえ、最大6避難所を開設できるよう準備し、避難所内で必要となる簡易間仕切り・簡易ベッド・簡易トイレ等の物品の配備を検討しています。

また、一般の避難所においては、感染症対策（トイレ・洗面所・ドアノブの衛生及び定期的清掃、換気、入口での体温測定、3密回避のための空間・動線等環境整備 など）を実施するとともに、発熱等の症状で感染が疑わしい方が出た場合などには、京都府の帰国者・接触者相談センターに確認のうえ、状況に応じて発熱者等用避難所への移動や、学校内の別室や簡易間仕切り等による専用スペースの確保により対応します。

2 市民への周知・啓発

避難所における新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減を図るため、避難所運営の考え方とともに、次の点についてホームページや市政だより等により市民への周知・啓発を行います。

(ア) どのような時に避難が必要となるのか、事前に考えておく

宇治市くらしの便利帳などにより、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域などを確認する。

(イ) 避難手法について検討をしておく

- ① 在宅避難
- ② 親戚や友人宅等への避難
- ③ 避難所への避難

(ウ) 自助としての感染防止対策を行う

① 健康管理

- 体温測定、マスクの着用、手洗い・咳エチケット など
- 新型コロナウイルス感染症の感染が疑わしい場合は、京都府の帰国者・接触者相談センターに相談

② 避難時の持ち出し品の準備

- マスク、体温計、タオル等の身の回りの清潔品、常備薬 など

③ 避難所内での感染症対策の実施

- 手洗い・手指消毒、うがい、咳エチケット、マスクの着用 など